

武蔵野市第六期長期計画・調整計画
(令和6(2024)年度～10(2028)年度)

討議要綱 (素案)

※前半部分のみ

令和5(2023)年 2月

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

目次

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について	
(1)これまでのあゆみ	1
(2)調整計画の役割と位置付け	1
(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて	1
(4)策定の流れについて	2
(5)討議要綱とは	3
2 基本的な考え方	
(1)計画に基づく市政運営	4
(2)情報共有の原則	4
(3)市民参加の原則	4
(4)協働の原則	4
3 第六期長期計画における基本目標等について	
(1)第六期長期計画における目指すべき姿	5
(2)基本目標について	5
(3)基本課題について	6
4 市政を取り巻く状況について	
(1)社会経済情勢等の変化	8
(2)人口推計	9
(3)財政状況	11
5 第六期長期計画(令和2(2022)年度～)の実績	
(1)新型コロナウイルス感染症の影響への取組み	15
(2)分野別の実績	15
1)健康・福祉	15
2)子ども・教育	16
3)平和・文化・市民生活	16
4)緑・環境	17
5)都市基盤	17
6)行財政	17

※以降は第6回策定委員会(12月9日開催)で提示予定

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

(1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで約半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道等の市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取組みによって、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例(以下「長期計画条例」という。)を平成23(2011)年12月に制定した。

また、4年ごとに改定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、「武蔵野市方式」という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)が令和2(2020)年4月に施行された。

本調整計画策定にあたっては、自治基本条例及び長期計画条例に基づき、これまで培ってきた「武蔵野市方式」による策定方式を継承し、より多様で広範な市民参加によって策定を進めていく。

(2)調整計画の役割と位置付け

10年を1期の計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定にあたる。

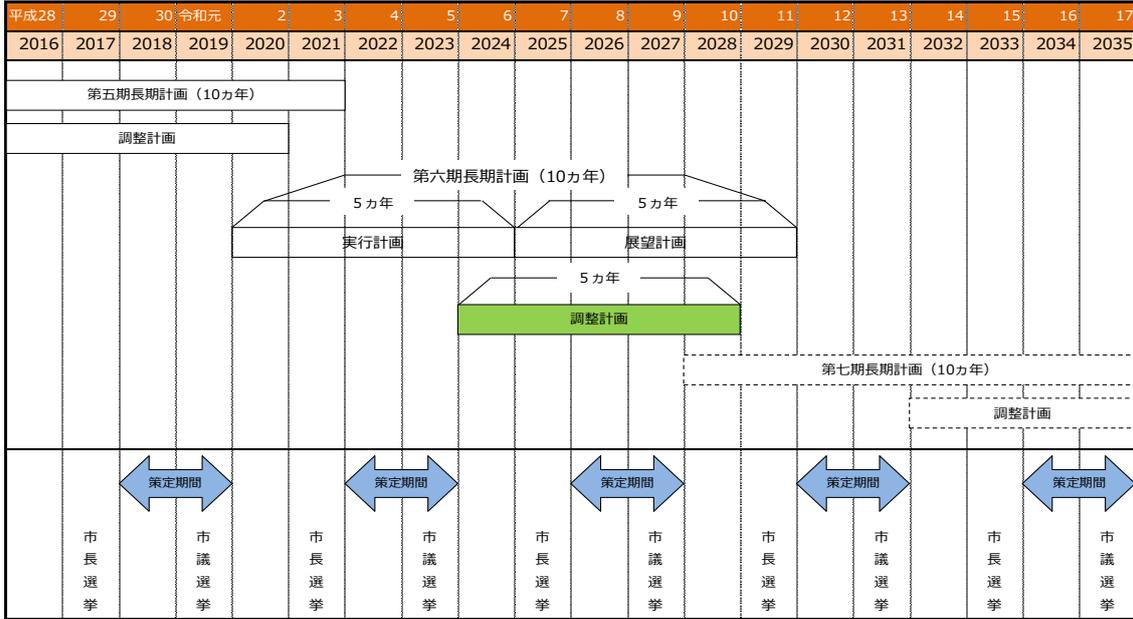
調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、時代背景に応じた形で見直しを行い、策定するものである。

(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて

現在は令和2(2020)～11(2029)年度の10カ年を計画期間とする第六期長期計画に基づき市政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度においての市の政策を見直していく。

なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

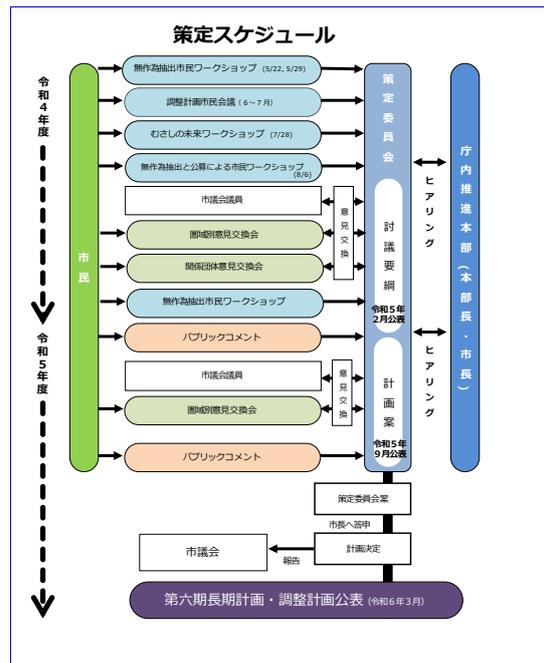
■計画期間と計画見直しのサイクル



(4)策定の流れについて

令和4(2022)年5～8月にかけて、中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ及びオンラインによる無作為抽出市民ワークショップ、また対面による無作為抽出と公募による市民ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画・調整計画市民会議(以下「市民会議」という。)が設置されるとともに、7月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び副市長からなる武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点について討議要綱としてまとめ、それをもとに、広く意見を求めたうえで、調整計画案を作成し、令和5(2023)年9月頃に公表することを予定している。その調整計画案について改めて広く意見を求めたのち、11月頃には、第六期長期計画・調整計画策定委員会案を市長に答申する予定である。

市長は答申された策定委員会案を尊重して、市長案を市議会に報告し、最終調整を経て、令和6(2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表される予定である。



(5) 討議要綱とは

この討議要綱は、第六期長期計画・調整計画を作成するためのたたき台として、市民・議員・市職員が特に議論すべきと思われる課題・論点についてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、むさしの未来ワークショップ、無作為抽出と公募による市民ワークショップ及び市民会議からの報告書、第六期長期計画・調整計画の論点等に関する庁内ヒアリング、地域生活環境指標、将来人口推計並びに市民意識調査等の各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画及び事業実施状況等を参考にし、関係施設の視察も含め計8回にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。

なお、討議要綱は、後期5年の展望計画として託された施策の検討、法改正や社会状況の変化に対応する新たな課題を中心に記載を行った。

長期計画策定時より事業が定常化したもの、現在個別計画や主要事業として課題解決のために議論が進行中のものについては、計画策定の対象となるものの、討議要綱の記載対象とはしないこととした。

本計画に係る市民の意見は令和5年 月 日まで常時受け付けている。策定委員会宛の意見を、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・電子メール等、表紙に記載の方法で、令和5年 月 日までにお届けいただきたい。

2 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

本計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例の第3条に規定されている。

(1) 計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

(2) 情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

(3) 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追及していく。

(4) 協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

3 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題は下図のとおりである。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。



(1)第六期長期計画における目指すべき姿について

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

(2)基本目標について

1)多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が育まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

2)未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

3)コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化している。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

4)このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向上させる。

5)限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限の資源である人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続可能なまちづくりを推進する。

(3) 基本課題について

A 少子高齢社会への取り組み

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命を延ばす取り組み等を進める必要がある。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取り組みを進めていく必要がある。

B まちの活力の向上・魅力の発信

本市の人口は、今後もしばらくは伸びが続くと推計しているが、緑や街並みを大切にした良好な住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これまで市民とともに作り上げてきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信していくことで、現在の市民に長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要がある。

C 安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

D 公共施設・都市基盤施設の再構築

住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。

E 参加・協働のさらなる推進

地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

4 市政を取り巻く状況について

(1) 社会経済情勢等の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルスが世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校等の長期にわたる臨時休校や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保などが要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークや Web 会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者等の増加や、人と人とのコミュニケーションの希薄化等が課題となった。

社会に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えていくには、ウイズコロナとアフターコロナの2つの視点で取り組んでいく必要がある。

②現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響のほか、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる

場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した「自治体 DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」によるデジタル技術革新やデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、今後さらにこれまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。その過程において発生する課題に対し、徹底した情報共有・市民参加のうえ、市民自治・市民協働が一層充実していくことを通して乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

◆原油価格・物価高騰による経済の悪化

- ・光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響
- ・生活困窮者の増加
- ・調達不安による公共工事等の遅延等

◆地球環境問題の深刻化

- ・自然災害被害の甚大化(風水害・猛暑・地震)
- ・自然界や世界の食糧事情への影響
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入

◆少子高齢社会の到来

- ・人生 100 年時代
- ・労働力不足
- ・働き方改革
- ・8050問題

◆DX の推進

- ・行政手続のオンライン化
- ・AI、RPA 等のデジタル技術革新
- ・マイナンバーカードの普及及び活用
- ・キャッシュレス化の進展

◆国際社会の動向

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻
- ・持続可能開発目標(SDGs)達成への取り組み
- ・外国人旅行者・在住外国人

◆国の動向

- ・デジタル庁の設立
- ・急激な円安の進行
- ・こども家庭庁の創設
- ・外国人人材受け入れ制度の拡大

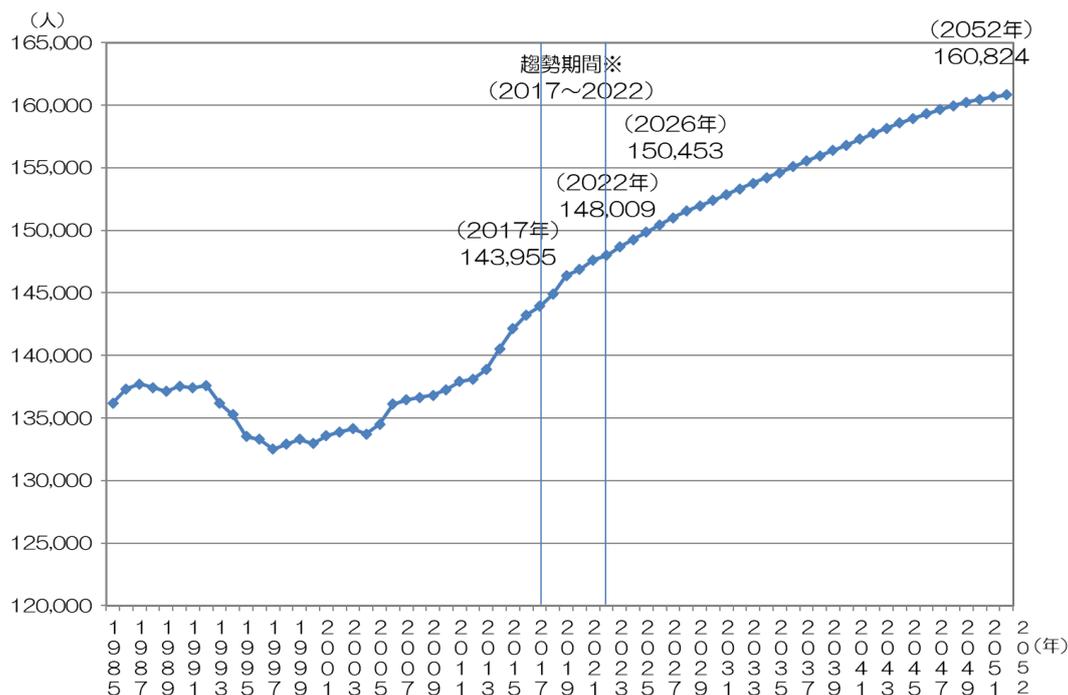
(2)人口推計

本市の総人口は直近5年間で約4千人増加しており、現在約14万8千人となっている。令和4(2022)年に本市で実施した人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、4年後の令和8(2026)年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1千人になると推計している。

そのうち、日本人人口は、現在の約14万5千人から、令和34(2052)年には約15万7千人になると推計している。

外国人人口は、現在の約3千人から、令和34(2052)年には約4千3百人になると推計している。

■将来人口(総人口)



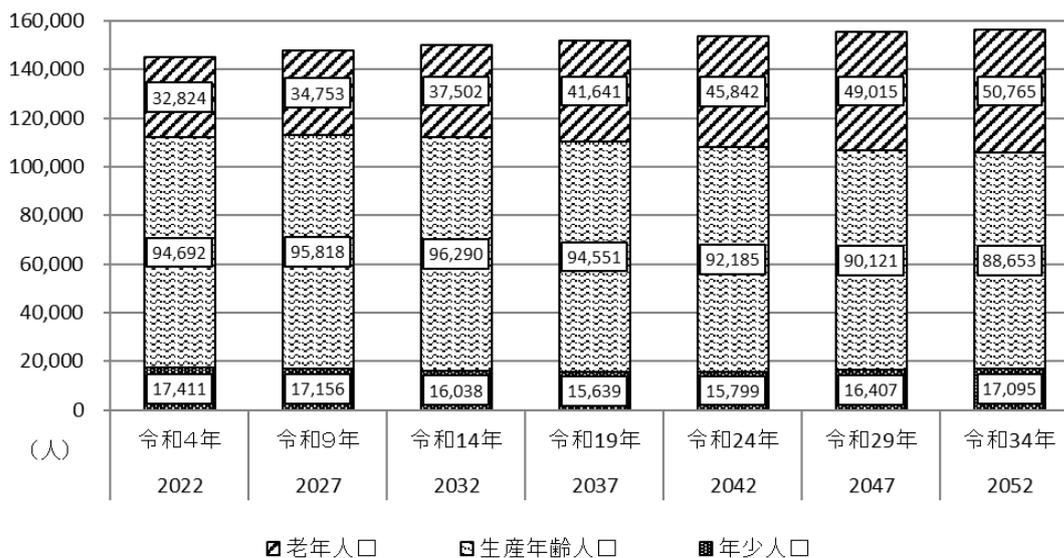
資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年~令和34(2052)年)

※この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

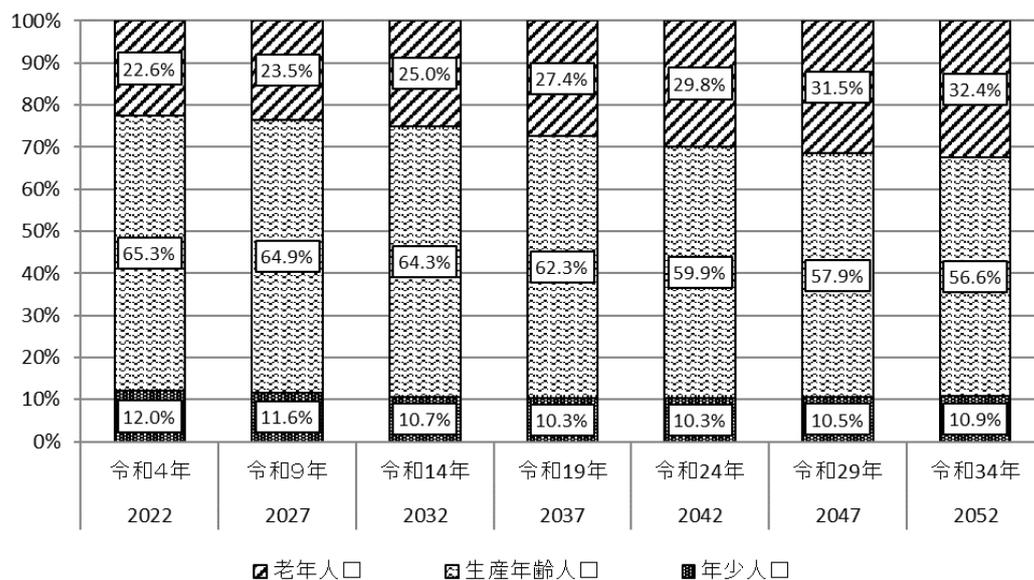
日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に22.6%の老年人口比率(高齢化率)は、令和34(2052)年には32.4%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、令和4(2022)年の12.0%

から、増減を経て、令和34(2052)年には10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口は、増加の後、減少傾向に転じ、令和4(2022)年の65.3%から、令和34(2052)年には56.6%まで低下すると見込まれる。

■将来年齢3区分人口（日本人人口）



■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



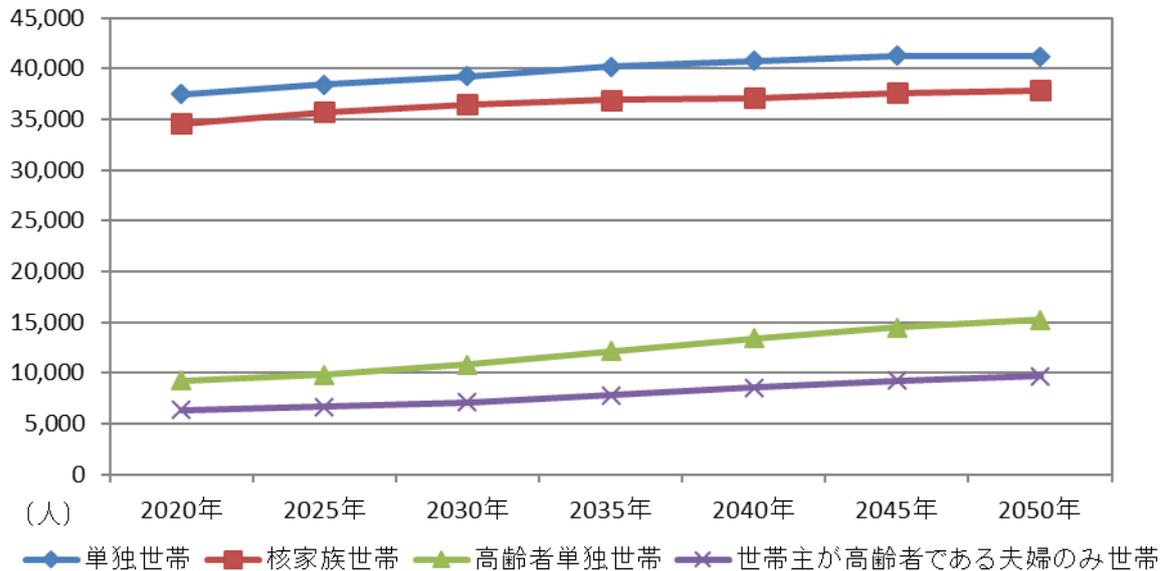
参考) 令和34(2052)年の全国値: 老年人口37.9%、生産年齢人口51.6%、年少人口10.5%(国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)

※年少人口は0歳から14歳まで、生産年齢人口は15歳から64歳まで、老年人口は65歳以上の人口を表す。

世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくはやや低下傾向となる。一方、高齢者単独

世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継続して増加を続けると見込まれる。

■家族類型別世帯数の将来見通し



令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が減少に転じるなど、人口問題においても大きな変化が生じたが、本市においてはやや増加速度が落ちたものの、人口の増加が続いている。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の人口推計では、そうした直近5年間の人口増を反映して今後30年間は人口が減らないという予測が出ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながっていると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

なお、本市では長期計画や調整計画の策定にあわせて4年ごとに人口推計を行っているが、人口が推計値から一定の基準(おおむね総人口の1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合には、推計の見直しを行うこととしている。

(3)財政状況

1)日本経済の動向と国の財政

令和4(2022)年6月の経済財政運営と改革の基本方針2022では、「経済は、新型コロナウイルス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきた。この間、医療提供体制の強化やワクチン接種の加速など経済社会活動回復のための環境整備を行うとともに、あらゆる政策を総動員して国民の所得や雇

用を下支えし、特に、厳しい影響を受けた方々や事業者に対する金融措置を含む万全の支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響から国民生活を守り、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきた」とされている。

しかし、海外経済やウクライナ情勢の動向が不透明であり、今後の展開次第では景気の下

押しリスクとなっていく可能性もある。

このような経済状況の中、国の財政の状況は、景気回復に伴い歳入が増加しており、基礎的財政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない状況である。また、国の借金である国債の残高は令和4(2022)年度末に 1,055 兆円に達すると見込まれており、財政健全化に向けた取り組みが必要とされている。

中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の停滞や消費の縮小につながり、経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題となる。

2) 武蔵野市の財政の状況と課題

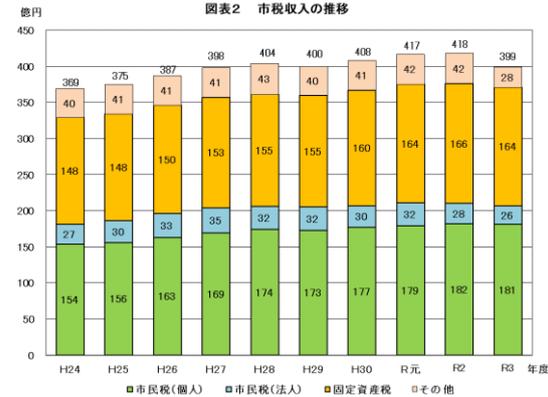
武蔵野市の財政は、市民税や固定資産税を主とする市税が、例年は歳入全体の6割を占めており、多摩 26 市の中で最も高い構成比となっている。こうした市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持している。財政状況を示す指数である財政力指数は令和3(2021)年度において、1.484(3カ年平均)と多摩 26 市の平均 0.956(3カ年平均)より高く、自治体の財政の健全性を判断する指標においても健全性が高いことが示されている。

過去 10 年間における決算は、500 億円台後半から 800 億円台の間で推移している(図表1)。市税は、360 億円台から堅調に伸び、平成 28(2016)年度以降は 400 億円台となった(図表2)。令和3(2021)年度は、本市独自の施策として行った都市計画税率2分の1軽減により、400 億円を下回ったものの、人口推計を考慮すると今後も 400 億円を上回るところで推移すると見込んでいる。

図表1 歳入の推移



図表2 市税収入の推移

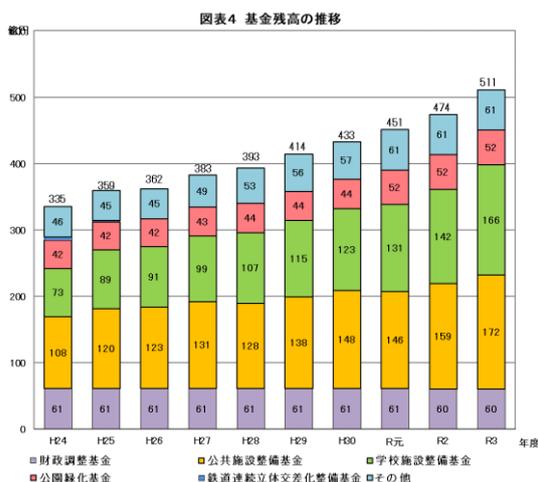


歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成 29(2017)年度決算では 263 億円だったが、令和3(2021)年度には 327 億円となり、10 年間で 64 億円の増となっている(図表3)。このうち、人件費は、定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直し等は行ったものの、会計年度任用職員制度の開始や財政援助出資団体へ派遣されている職員の給料支払方法の見直しなどが影響し、10 年間で 12 億円増加した。公債費については市債抑制に努めたことから、11 億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法の施行・充実、保育サービスの充実等のほか、令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種給付金事業により 90 億円もの増となっている。今後も独居高齢者の増加や子育て支援施策の需要の増加等が予想され、扶助費の増加が見込まれる。

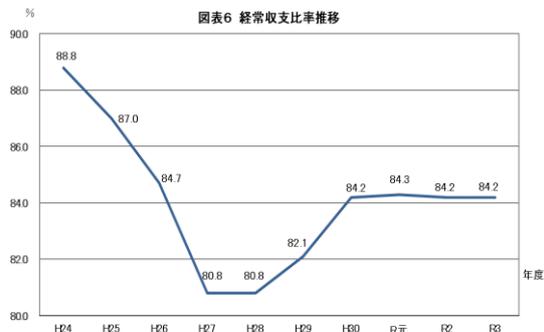
物件費は、継続的な事務事業見直しにより経費節減に努めたものの、消費税率の改正や新型コロナウイルスワクチン接種事業などの影響により、10年間で32.3%、42億円の増となっている。今後も増加傾向は続く可能性がある(図表3)。



投資的経費は、平成26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業、新学校給食桜堤調理場建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている。今後は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額の費用が必要となることが想定される。基金については、令和3(2021)年度末には一般会計で511億円となっており、平成24(2012)年度と比べ176億円の増加となっている(図表4)。借入金については、令和3(2021)年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、277億円で、平成24(2012)年度に比べ81億円減少している(図表5)。



市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成24(2012)年度以降、おおむね80%台で推移している(図表6)。平成30(2018)年度以降は、84%台で推移しており、今後の財政需要を踏まえれば、低下は難しい状況である。



3) 財政見通し

歳入では、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加しているため個人市民税が増となり、固定資産税も地価の動向や、建築動向を受け、安定的に推移することが見込まれる。一方、法人市民税は、税制改正により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因の一つであり、今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視しなければならない。あわせて、この制度による市政への影響を深刻な問題として捉え、市民に周知していく必要がある。

こうした状況から、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。

歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施

設の老朽化への対応等による投資的経費が必要とされる。

中長期の財政見通しとしては、令和4(2022)年度に実施した将来人口推計において、老年人口は増加傾向が続き、生産年齢人口は一旦増加した後、前回推計よりは緩やかに減少していくことが推計されていることから、市税収入は当面は微増から、横ばいとなるが、令和20(2038)年頃からは微減していくと想定している。また、将来人口推計で示された人口構成の変化から、社会保障関係費をはじめとする経常的な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共施設・都市基盤の更新や大規模改修が平成30(2018)年代中盤以降に本格化する。

こうした状況を踏まえ、市民福祉の向上のために、行財政改革の継続的な取り組みを進めるとともに、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。

長期の財政シミュレーションについては、第六期長期計画と同様に計画案策定時(令和5(2023)年6月頃)に実施予定である。基金残高の増加や市債残高の減少などは、計画どおり進んでいる状況となっている。策定にあたり、市財政を取り巻く税財政制度、社会経済状況が変化している状況を踏まえ、精査を行っていく。

5 第六期長期計画(令和2(2022)年度～)の実績

第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」の実現に向け、すべての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で着実に事業を推進している。

(1)新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

武蔵野市では、令和2(2020)年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針を策定してきた。PCR検査センターの設置や新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3(2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金やくらし地域応援券事業など、市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。

◆主な感染症対策

- ・武蔵野市PCR検査センターの設置
- ・感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- ・高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用助成
- ・接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査の実施
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ・自宅療養者支援センター開設
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- ・小中学校感染防止対策(消毒業務)

◆主な市民生活支援

- ・ひとり親世帯等への臨時給付金
- ・市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- ・武蔵野市くらし地域応援券事業

- ・国民健康保険税・介護保険料の減免
- ・子ども子育て支援特別給付金
- ・学習者用コンピュータの活用
- ・就学援助費支給対象者の臨時的拡大
- ・生活困窮者住居契約更新料給付金
- ・生活困窮者特別就職支援金

◆主な経済活動・事業者支援

- ・感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- ・テイクアウト・デリバリー支援事業
- ・中小企業者等テナント家賃支援金
- ・商店会活性出店支援金
- ・感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- ・事業者支援「ほっとらいん」の開設
- ・武蔵野市くらし地域応援券事業【再掲】
- ・令和3(2021)年度都市計画税の減税

◆その他の支援・対策

- ・文化施設の使用料減額
- ・文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援
- ・文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- ・庁内におけるWEB会議システムの活用等

(2)分野別の実績

1)健康・福祉

令和4(2022)年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル予防の普及・啓発を行うなど、健康寿命の延伸に寄与する取組みは着実に進められている。

8050問題やひきこもり等多様かつ複合的な課題を抱える方からの相談窓口として、令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援に取り組んでいる。

地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団

体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。令和2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する方に対し、介護職・看護職 Re スタート支援金を支給している。

開設から34年が経過した保健センターにおいて、総合的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新型コロナウイルスや災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健・子ども子育て支援の複合施設の整備検討を行っている。また、令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、医療的ケア児などを対象とした「放課後等デイサービスパレット」を開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進められている。

2) 子ども・教育

未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重され、行政や学校、家庭や地域における各々の役割を明確化するために、武蔵野市子どもの権利条例(仮称)の検討を行っている。

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3(2021)年4月に、子育て世代包括支援センターを設置し、児童発達支援センター、教育支援センターとともにすべての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を推進している。

保育施設の整備として認証保育所を認可化することにより、令和2(2020)年4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3(2021)年

度から段階的に拡充し、本市では0歳から18歳までのすべての期間において、所得制限のない子どもの医療費助成制度が確立した。

市立小中学校においては、児童生徒1人に1台整備された学習者用コンピュータを活用した授業の実施、不登校児童生徒の多様な学びの場として「むさしのクレスコーレ」の開設、市講師の配置拡充などによる教員の働き方改革、第一中学校及び第五中学校を皮切りに学校改築事業などが着実に進められている。

3) 平和・文化・市民生活

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読などの市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取組みを進めた。

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度を令和4(2022)年4月に開始した。

日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令和3(2021)年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生推進プラン(仮称)の策定に取り組んでいる。

国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靱化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、地域防災計画の修正に着手している。

武蔵野市コミュニティ構想の公表50周年を記念し、令和3(2021)年12月にシンポジウムを実施した。引き続き、市民活動への市民の関心と参加を促すために支援を継続していく。

文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指し、令和4(2022)年4月に(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習事業団を合併し、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団を発足さ

せた。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では感染症拡大防止の配慮を行いつつ取組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野にわたる行動計画に基づいた取組みをレガシーとして残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進めている。

まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興に向かうため、CO + LAB MUSASHINO を実施し、事業者間の相互連携と新たな事業展開の促進を図った。

4) 緑・環境

環境問題を自分ごととしてとらえ、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネットワーク拠点として令和2(2020)年11月に環境啓発施設「むさしのエコ re ゾート」を開設した。

また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五期環境基本計画や関連する地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)年2月には「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。令和4(2022)年度には、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会議を開催している。

受動喫煙防止に向け、3駅圏に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発に取り組んでいる。

公園緑地については、森林環境譲与税を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取り組む、既存ストックのポテンシャルを活用した魅力ある整備を推進している。

5) 都市基盤

武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするとともに、今後のまちづくりの方向性

を示すため、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、「武蔵野市都市計画マスタープラン 2021」に改定した。

市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負荷の低減を図った。

下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、今後の老朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式(包括的民間委託)の試行実施を決定し、執行体制の整備を進めている。

「武蔵野市バリアフリー基本構想 2022」に改定し、全市的なバリアフリー水準の底上げや重点的な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

「第四次住宅マスタープラン」を策定し、質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進した。

「三鷹駅北口街づくりビジョン」に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に交通環境に関わる施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、地域の方々との課題共有、今後の方針の意見交換を行っている。

6) 行財政

市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例(令和2(2020)年4月施行)に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を作成した。

また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケートと市民意識調査を隔年で実施している。

第2期公共施設等総合管理計画や公共施設保全改修計画を策定し、学校施設をはじめとする公共施設等の計画的な維持・更新に取

り組んでいる。

第六次行財政改革基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新たな仕組みを構築した。

保育士の採用再開やエキスパート(長期的専任職)の専任分野拡大など、職員の専門性の強化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や組織の活性化に取り組んだ。